債権申出の公告（第三回）

当組合は、昭和二十二年法律第一三三号（農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律）第一条第三項の規定により昭和二十三年八月十五日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月一日

石川県小松市今江町地番不詳

今江養蚕実行組合

清算人　髙見健次郎

連絡先　石川県小松市小馬出町二七番地六

やすらぎ法律事務所

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一三八八号　昭和五十九年十一月二日

㈡　商号　株式会社中央日本ツアーズ

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社中央日本ツアーズ　名古屋市西区浄心一丁目一番四三号　代表取締役　野呂　文男

㈣　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　名古屋市西区浄心一丁目一番四三号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十六年六月十一日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十六年七月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第八三一号　昭和六十三年八月三日

㈡　商号　株式会社ワールドストリーム

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ワールドストリーム　東京都新宿区新宿一丁目一九番一〇号　代表取締役　内田　誠

㈣　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　東京都新宿区新宿一丁目一九番一〇号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十六年五月二十二日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十六年七月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年７月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社サクマ　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－244号　④株式会社サクマ　福島県本宮市荒井字青田原１番地187　代表取締役　佐久間タケヨ　⑤本社営業所　福島県本宮市荒井字青田原１番地187　⑥平成11年３月29日　⑧平成26年３月28日　⑩300万円　⑪福島県知事　⑫福島県本宮市荒井字青田原１番地187　株式会社サクマ　代表取締役　佐久間タケヨ

Ｂ　①ハロートラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－733号　④内山浩一　埼玉県飯能市大字白子277番地７　⑤本店営業所　埼玉県飯能市大字白子277番地７　⑥平成８年４月30日　⑧平成26年４月29日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県飯能市大字白子277番地７　内山浩一

Ｂ　①二葉企画　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－605号　④高井信雄　千葉県佐倉市上志津1651　⑤二葉企画　千葉県佐倉市上志津1651　⑥平成10年６月26日　⑧平成17年６月30日　⑩250万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県佐倉市上志津1651　高井信雄

Ｂ　①ウインクスツアー株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3765号　④ウインクスツアー株式会社　東京都千代田区内神田２丁目８番３号新東ビル３階Ｂ　代表取締役　禱靖司　⑤本社営業所　東京都千代田区内神田２丁目８番３号　⑥平成８年４月19日　⑧平成26年４月19日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区内神田二丁目８番３号新東ビル３階Ｂ　ウインクスツアー株式会社　代表取締役　禱靖司